

人権大学講座・人権問題シンポジウム

# 世界人権宣言 70周年記念 シンポジウム

～いま世界人権宣言を読み解く～

日 時：2018年6月15日（金）  
13時30分～16時

場 所：同志社大学寒梅館  
ハーディーホール

世界人権宣言70周年記念シンポジウム

～いま世界人権宣言を読み解く～

（公財）世界人権問題研究センター

頒価 100円



（公財）世界人権問題研究センター

# 世界人権宣言七十周年記念シンポジウム ーいま世界人権宣言を読み解くー

日時 二〇一八年六月十五日（金）十三時三十分～十六時  
場所 同志社大学寒梅館 ハーディーホール

開会 ..... 1

開講挨拶 坂元茂樹 (公財)世界人権問題研究センター所長 ..... 2

基調講演 「世界人権宣言の歴史的意義と役割」 横田洋三 (公財)人権教育啓発推進センター理事長 ..... 4

パネルディスカッション 横田洋三 (公財)人権教育啓発推進センター理事長  
坂元茂樹 (公財)世界人権問題研究センター所長・同志社大学教授  
薬師寺公夫 立命館大学特任教授

前田直子 京都女子大学准教授 ..... 26



## ■開会

### ●司会

皆様、こんにちは。定刻になりましたので始めてまいりたいと思います。

本日は、大変お忙しい中、世界人権問題研究センター主催の人権大学講座・「人権問題シンポジウム」にご来場いただきまして誠にありがとうございます。

本日のシンポジウムは、人権大学講座の一環として位置づけをしております、京都府民・市民をはじめ多くの方々に人権問題に関する理解をより一層深めていただく機会となるよう開催するものでございます。

本日は、「世界人権宣言七十周年記念シンポジウム〜いま世界人権宣言を読み解く〜」をテーマに、公益財団法人人権教育啓発推進センター理事長の横田洋三先生の基調講演。つづいてパネリストの先生方を交えたパネルディスカッションを予定しております。

また、このシンポジウムは、京都府・京都市・

京都府教育委員会、京都市教育委員会・京都商工会議所や多くのメディア関係の方々からもご後援をいただいております。

まず冒頭に、資料の確認をさせていただきます。お手元の、受付でお渡しをしました封筒をお開きいただきますと、順不同になっているかもしれませんが、まず「人権問題シンポジウム」というタイトルで、本日のパネリスト、コメンテーター、コーディネーターのプロフィールが一枚ものございます。つづきまして基調講演をいただきます横田洋三先生のレジュメが一枚入っております。そして追加で資料を入れましたので、入っている場所がまちまちかもしれませんが、資料といたしまして、「世界人権宣言と日本国憲法の人権項目比較表」という一枚ものがございます。そして薬師寺公夫先生のレジュメが両面コピーの一枚ものもございます。つづきまして前田直子先生のレジュメでございます。これも一枚ものございます。あと、後

ほどの質問用紙ということで黄色の用紙が入っております。さらに「人権問題シンポジウムアンケート」というアンケート用紙、あと印刷物ですが、二〇一八年度の人権大学講座のパンフレット、横田先生の法人でございます人権教育啓発推進センターの「世界人権宣言 ポケットブック」、そして京都市の「世界人権宣言って何」という冊子、同じく人権教育啓発推進センターの「やさしいことばで書かれた 世界人権宣言」、以上が本日の封筒の中身でございます。お揃いででしょうか。

申し遅れましたが、私、本日の司会進行を務めます当センターの常務理事・事務局長の西川でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、人権大学講座の開講のご挨拶を当センター坂元所長より申しあげます。坂元所長よろしくお願いいたします。

## ■開講挨拶

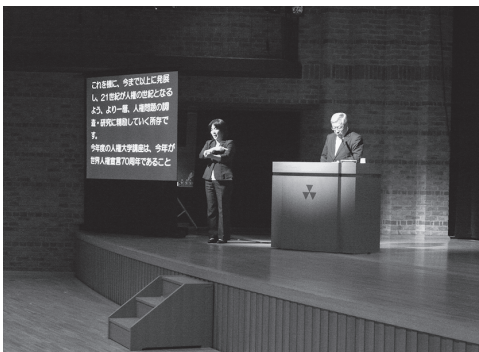
(公財) 世界人権問題研究センター所長

坂元 茂樹

皆さん、こんにちは。本日は、公益財団法人世界人権問題研究センターが主催いたします、二〇一八年度人権大学講座にご出席を賜り誠にありがとうございます。私は、ただ今ご紹介がありました、当センターの所長を仰せつかっております、同志社大学の坂元茂樹と申します。

人権大学講座は、センター設立の四年後、国連の世界人権宣言五十周年を機に一九九四年に開設され、本年は二十一年目を迎えます。

なお、本年二〇一八



年より当センターは、これまでの六部構成の常設型研究チームから研究部門をプロジェクト型研究チームへと大きくその研究体制を改編し、時宜になつた人権課題に幅広く対応できるように生まれ変わりました。現在理事長をお務めの大谷實前同志社大学総長のお言葉をお借りしますと、当センターはリ・スタートをしたということになります。これを機に、今まで以上に人権文化の発展に寄与し、二十一世紀が人権の世紀として輝くよう、より一層人権問題の調査研究に精励していく所存でございます。

今年度の人権大学講座は、今年が世界人権宣言七十周年の年であることから、本日のシンポジウム「いま世界人権宣言を読み解く」を皮切りに、子どもの人権、インターネットと人権、多様な性のあり方と人権、前近代被差別民の諸相など、歴史的背景から、また時の話題や社会の関心事、少し視点を変えたものなど、幅広く人権問題に理解を深めていただく機会となるよう多彩なテーマで構成されております。また、新たにフィールドワーク「崇仁〜ひと・まち・れきし〜」を実施いたします。

本人権大学講座が、皆様方に人権問題に関する理解をより深めていただく機会となることを期待いたしました。私の挨拶とさせていただきます。本日はご出席いただきどうもありがとうございます。

### ●司会

坂元所長どうもありがとうございます。

それでは開講に先立ちまして、あらかじめ皆様方にお願ひがございます。まず一点目ですが、携帯電話等は電源をお切りいただくかマナーモードでお願いいたします。二点目、報道関係以外の方はビデオおよび写真撮影はお断りしておりますので、ご協力のほどお願いいたします。三点目、当センターの事業報告等で使用するため、シンポジウムの様子を写真で撮影します。ご了承のほどお願いいたします。四点目ですが、受付でお渡しいたしました封筒の中に、皆様からご意見やご質問をいただくための黄色の用紙が入っております。各パネリストの先生への質問や意見など、どの先生に対する質問かご意見

かというところをご記入のうえ、十四時四十分頃から休憩を取る予定でございますので、その際に係員が回収に回らせていただきますので、ご提出のほどよろしくお願いいたします。本日の終了は十六時頃を予定しております。

それでは、シンポジウムに入らせていただきます。本日のパネリスト、コメンテーター、コーディネーターの先生方のプロフィールは、資料に掲載しておりますので、それをもって紹介に代えさせていただきます。

それでは、公益財団法人人権教育啓発推進センター理事長の横田洋三先生、よろしくお願いたします。

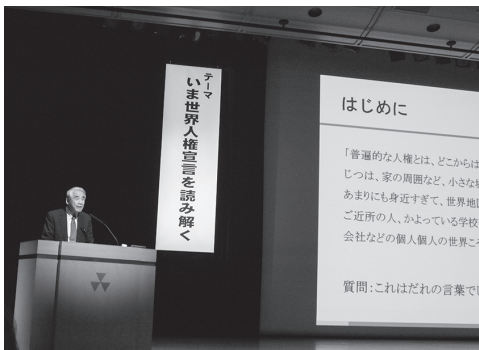
## ■基調講演

# 「世界人権宣言の歴史的意義と役割」

(公財) 人権教育啓発推進センター理事長

横田 洋三

皆様、こんにちは。本日は、公益財団法人世界人権問題研究センター主催の世界人権宣言七十周年記念シンポジウム「いま世界人権宣言を読み解く」にお招きいただき、基調講演をさせていただきます、基調講演をさせていただきます機会を与えられまして、たいへん光栄に存じております。大谷理事長、坂元所長、そして西川事務局長、その他ご招待に関わってくださいました研究センターの関係



者の皆様に深く感謝申しあげます。

また、本日は、京都府民、京都市民、そして近隣の地域からの一般市民の方々、さらには人権大学講座ということもありまして、うれしいことに若い学生さんもたくさん来ておられるようにお見受けいたします。このように、人権をテーマにする集まりに多数の方々がご参集くださいまして、心より御礼申しあげます。

日頃、京都の皆様は人権への関心が高く、また理解が深いと常々感じておりましたけれども、本日ここにまいりましてその実感がいっそう強まりました。人権を中心に活動してまいりました私にとりまして、とてもうれしいことでございます。

### はじめに

それでは早速、私に与えられた本題に入らせていただくと思います。

レジュメの「はじめに」にも載せましたこの文章、ちよっと短いので読んでみます。「普遍的な人権とは、どこからはじまるのでしょうか。じつは、家の周囲など、

小さな場所からなのです。あまりにも身近すぎて、世界地図などにはのっていません。ご近所の人、かよっている学校、働いている工場や農場、会社などの個人個人の世界こそ、はじまりの場なのです」。(デイビッド・ウイナー〔箕浦万里子訳〕『エリノア・ルーズベルト』偕成社、一九九四年、一三二頁からの引用)

この文章は、皆さんもよく知っているある人が書いた文章です。だれだかわかりますか。じつはこれは、世界人権宣言を国連で起草し採択するに際してたいへん尽力された、アメリカのエリノア・ルーズベルトさんが書いたものです。第二次世界大戦のときにアメリカの大統領であったフランクリン・ルーズベルトさんが、大戦が終わる直前に病気で急逝されました。その結果、その夫人であるエレノア・ルーズベルトさんが、フランクリン・ルーズベルトに代わってさまざまな形で人権の分野で国連でも活動するようになります。

今ここで、エリノア・ルーズベルトさん、元大統領夫人、それから国連、人権、世界人権宣言といったような言葉を聞くと、なにか非常に難しいこと、遠い世界のことと



いうふうに思いがちです。ところが、ここに書かれているエレノア・ルーズベルトさんの言葉は、人権というのはそういうものではないですよと書いてあるのですね。人権は身近なところから始まりますよ。人権は皆さん一人ひとりの問題なんです。なにも難しいことありませんということをもッセージとして書いています。

日本では人権というと、ともすると専門家が議論する難しい問題、ときにはあまり知らないのに口を出す間違ったことをいって批判されるのではないかといった受け止め方が強いのですが、世界人権宣言の起草採択において中心的役割を果たしたエレノア・ルーズベルトさんは、先に引用した文章において、人権はそう難しく捉えないでください、人権は皆さんの身の回りの問題ですと、私たちに語ってくれているのです。

エレノアさんが世界人権宣言の起草に携わるようになったのは、じつは偶然のことでした。フランクリン・ルーズベルト大統領が第二次大戦の終了を待たずに病気で亡くなり、そのとき副大統領であったハリー・トルーマンが、アメリカ連邦憲法の規定にしたがって大統領に

就任します。トルーマン大統領は、国連の創設に非常に熱心に取り組んだフランクリン・ルーズベルト前大統領に敬意を払うために、同夫人のエレノア・ルーズベルトさんを、翌一九四六年にロンドンで開催された第一回国連総会のアメリカ代表団の一員に加えました。

当初、エレノアさんは元大統領夫人ということで、いわば名誉的な立場で参加して、特定の役職は与えられておりませんでした。ところが、アメリカの代表団は、そのときロンドンで開かれる会議に行くために、今は豪華客船になっていますが、その当時は軍艦に転用されていた、クイーンメリー号の船上で、第一回国連総会への作戦会議を開いて、数十人の代表団のだれがどのテーマを扱うかということが話し合われました。軍縮の問題、平和の問題、侵略の定義の問題、あるいは経済協力、開発援助、こういったテーマについてはアメリカの代表団のなかに専門家がたくさんいますし、またそれをやりたいという気持ちをもつ人がたくさんいたのです。ついですけれども、エレノア・ルーズベルトさんは自伝に、そのときの代表団は自分を除いて全部男性だったと書いて

います。このときにエレノア・ルーズベルトさんはそういうことでしたので特定のテーマを与えられなくて、ほかの人たちがいろいろなテーマに配属されて、ルーズベルトさんは部屋の隅のほうで議論に参加せずに静かにしていました。

ところが、国連の目的のなかに人権というのが書いてありますので、人権もだれか担当しなくてはいいけない。だれがやるのかということになって、その代表団の男の人たちがみんなお互いに顔を見合わせて、だれもやりたがらなかった。だれがやるのだといっても手をあげなかった。そのときにだれかが後ろのほうを見たら、エレノア・ルーズベルトさんが椅子に座っていた。「ああ、あのテーマならばエレノア・ルーズベルトさんでもできるのではないか」といって、それで偶然、彼女が人権担当のアメリ代表になった。ここから話が始まるのです。こういう偶然が歴史の流れを大きく変えるということ、ときには起こるといことです。世界人権宣言採択にいたる国連の人権との取り組みの出発点は、じつはこういう偶然ないきさつで始まりました。

かくしてエレノアさんは人権担当のアメリカ代表になったのですが、アメリカ代表団のほかの人は、「女性でもあるし、名譽的に参加しているのだから、まあ静かに人権の問題を適当に処理すればいいじゃないか」ぐらいにたぶん思っていたのでしょう。ところが彼女は彼女なりに、女性でもあったし、アメリカの社会が抱えている当時のいろいろな矛盾、例えばアフロ・アメリカンといわれるアフリカから連れてこられた、かつては奴隷だった人たち、その当時もひどい差別を受けていた人たち、それから女性はやはり男性に比べて社会で活躍する機会は少ないし、さまざまな差別を受けていた、そういうことに対して彼女なりにいろいろな意見をもっていたし、いろいろな考えをもっていたのですが、政治的な活動をするのがあまり好きではなかった人で、夫のフランクリンのサポートをする裏方の役割に留まっていたのです。ところが突如、偶然そういう形で人権担当のアメリカ代表になって、日頃考えていた自分の考える人権というものを正面に出して活動するようになったのです。

そこでアメリカ代表団はびっくりさせられます。なぜ

かというところ、ソ連のアンドレ・ヴィシンスキーという、強面の人で、あの人と交渉したら絶対に勝てないといわれた烈腕の外交官がいたのです。この人と人権の問題で渡り合わなければいけなくなりましたが、そのときに彼女は一步も引かずに堂々と自分の主張を述べ、しかもそれをヴィシンスキーに飲ませたのです。男の人でもあんなことはできないというぐらいの活躍ぶりでした。

それはある意味では、もちろん彼女の強さ、人権に対するコミットメントというのもありましたけれども、同時に、彼女の政治的経験のないことがプラスに作用しました。重要な役職に就いたことが一度もない。そのため、どうやって取引をするかとか、相手が気分を悪くするから少し言い方を変えようとか、そういう政治的配慮を一切知らないし、しようとも思わなかったのです。人権を進めるためには、ある意味である一定の時期、とくに世界人権宣言のようなものを起草する場合にはそういう人が必要で、まさにエレノアさんは、偶然だったけれども、もっとも適任の人がその地位に就いたということになります。

エレノアさんの活躍の背景には、もう一つ理由があるのです。それは、一九四五年から四六年の初めですから、第二次大戦直後です。アメリカは当時、第二次大戦に参戦して大きな負担を負いましたけれど、アメリカの国土そのものは攻撃を受けなかった。ほかのヨーロッパ、日本、アジアは戦争で大きな被害を受けて、そこからの復興にこれから手を付けなければいけないという大変なときに、アメリカだけは戦争の被害を直接には受けなかった。アメリカの軍隊は勝った側ですから最強の軍隊であった。アメリカは当時、唯一の超大国であったわけです。そのアメリカが国連総会で発言することは、ほかのどの国も一目を置く。むしろ問題がなければアメリカのいつていることを通そうという雰囲気がある。そういう状況だったので。そこにエレノア・ルーズベルトさんがアメリカ代表として出てきて、信念をもって人権を進めるんだということをやったときに、ほかの国の代表はそれにチェックを入れたり批判するということができない雰囲気が生まれました。それでもヴィシンスキーのような人は、ソ連の立場からエレノア・ルーズベルト

さんが取るうとしていられる方針に対して批判をしたのですが、最終的にはヴィンセンスキーも引き下がるざるを得ない、そういう状況にありました。

ここで、先ほど引用した文章のほかに、エレノア・ルーズベルトさんが人権というものをどう考えていたかというところで、いくつか紹介したいと思います。彼女はこういうことを書いています。世界最初の権利章典というものをつくったのですけれど、そのときに彼女は「大学教育を受けている私の同僚には何でもないことかもしれない」と書いています。ということは彼女は大学教育を受けていないのです。日本でいう女学校を出ている人です。「世界の権利憲章をつくるなんていうことは、大学教育を受けている私の同僚には何でもないことかもしれないが、私には到底できないことです。そんな任務を与えられても困ります」ということをまず考えたのだそうです。しかし、どうしてもあなた、やりなさいということになったので、そうしましたら彼女は、「過去の歴史や現実の立場から、専門家が集めてきた高い次元の考えを、普通の言葉にするといいお手伝いなら私にもできる

かもしれませぬ。そしてそれができれば、平均的な人間が目の前に置かれた目標がどのようなものであるかを知り、それに到達するための努力ができることであれば、私は力を出しましょう」、こういうことをいつているのです。先ほど引用した文章とこの文章とつながるエレノア・ルーズベルトさんの人権に対する考え方、だれにもわかる人権、結局、世界人権宣言はそのトーンで書かれているのです。

エレノア・ルーズベルトさんについては、後ほど前田先生がふれられると思いますので、そこでさらに興味深い逸話が聞かれるのではないかと思いますので私からはこのくらいにとどめることにします。

### 一・世界人権宣言誕生のいきさつ

国連憲章起草のための構想が始まったとき、これはまだ世界人権宣言の前です。国連憲章を起草しようというときに、じつは国連の目的が議論されました。そのときに、国連は平和機構といわれていましたから、平和の現実が当然第一の目的になります。それから一九二九年の

世界恐慌が第二次大戦の原因になったということは広く知られていましたので、経済分野で協力することも平和にとって重要だということで、経済の分野での協力、これが国連の第二の目標になりました。そして第三の目標に人権が挿入されたのです。なぜ人権がこういう形で挿入されたのでしょうか。

理由は二つあります。一つは、多くの人がそういうことを考ええると思うのですが、第二次大戦中に大規模な人権侵害が起こります。

ナチスドイツによる何百万人にもおよぶユダヤ人の大虐殺、こういったことを二度と繰り返してはいけないという強い反省で、人権の促進が平和機構としての国連の目標になりました。

この活動のバックグ



ラウンドとしては、今日では人権とか環境というと市民団体、NGOの役割は無視できないぐらい重要なものになっていきますけれど、当時はそういう人権に関するNGOが育ちはじめていた時期だったのです。その人たちが熱心にサンフランシスコ会議などに代表を送って、各国の代表に、国連の目的のなかに人権を入れるということを働きかけました。これも重要な理由で、国連憲章に人権が目標の一つに書かれました。

もう一つ、目標に人権が書かれた理由は、人権侵害は抑圧された人たちの不満を募らせ、ひいては内戦や国際的武力衝突に発展するおそれがあるという認識が当時あったということです。したがって、平和の実現をめざす国連にとって、平和を脅かしかねない人権侵害を予防したり、止めさせたりすることがどうしても必要だったということがあります。

この点については、お手元にあります小冊子「世界人権宣言」の最初の表紙をめくった四ページのところの前文があります。その前文のなかに短く、今私のいったことが書かれています。ちょうど真ん中あたりの第三パラ

グラフからです。「人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆」暴力に訴えることですね。「反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので」と書いてあります。これがまさに平和をめざす国連が人権を第三の目標として掲げた、もう一つの理由だということです。

さて、こうした背景で、国連憲章では、平和、経済につづく第三の目的として人権があげられました。その三つの目的のなかでじつは、設立後の国連の活動において憲章が意図した以上に成果をあげたのが、第三の目的の人権なのです。第一の目的の平和、第二の目的の経済発展は、じつは最初の時期うまくいきませんでした。

人権についてはどういうふうに国連でその問題に取り組んだかという点、第一に制度構築、第二に基準設定、第三に監視活動を次々とやっていきました。これはいずれも国連憲章に書いてないものです。平和のための細かい規定は国連憲章にあります。経済協力についてもある程度書いてあります。人権については、「人権の促進と保護に対して国際協力を進めましょう」ということしか

書いていないのです。ところが実際には、平和、経済をある意味で差し置いて、第三の目的である人権が次々と国連のなかで新しい取り組みをしました。それを大きく分けると、制度構築、基準設定、監視活動ということですが。

どうしてそうなったのかということをお話してみたいと思います。人権が国連で初期に非常に進んだ第一の理由は、最初に私が文章を掲げてこれを書いたのはエレノア・ルーズベルトさんだといいましたけれども、やはり人権のアメリカ代表であったエレノア・ルーズベルトさんがこの問題と精力的に熱心に取り組んだということがあげられます。

それから第二の理由は、国連という新しい機構の構造的な問題です。どういうことかという点、第二次大戦中にはいろいろな国の利害が枢軸国と戦うという目的のために薄まってみえていたのですが、戦争が終わってみると途端に大国間の意見の対立、イデオロギー的対立、あるいは利害の対立、こういったものが表面化してきます。とくにアメリカを中心にした西側とソ連を中心にした社会主義諸国との間の対立は、その後東西対立という形で

長年にわたって第二次大戦後の世界を分断してきたわけですが、そういう状況が一九四五年に戦争が終わったときから始まっているのです。四六年の第一回国連総会では目に見える形でその対立が深まります。

その結果どうなったかといいますと、皆さんご存知のとおり、国連では平和維持のためには安全保障理事会が中心になって活動しないといけないのですが、その安全保障理事会は五大国の拒否権があつて、五大国にアメリカとソ連という東西の対立の両指導国が入つてしまつて、アメリカが提案すればソ連が反対する、ソ連が提案すればアメリカが反対するという形で、安全保障理事会でどちらかが拒否権を行使すると、アメリカの場合は拒否権を行使しなくても多数決で勝てるという状況が当時あつたのですが、いずれにしてもそういう状況で、拒否権のある安全保障理事会で通さなければ平和の問題は一步も進まないという状況がありましたので、まずそこで国連はデッドロックに陥つたということです。

それに比べて総会とか、とくに経済社会理事会のようなどころは多数決で物事が決まつて、ソ連といえども、

アメリカといえども、イギリスといえども、大国であつたとしても物事を決めるときに一国で提案をつぶすことができない。その意味で、人権の分野と経済の分野は構造的な問題はありませんでした。ただ、経済の問題は、戦争で破壊された国々の復興が非常に大きな課題だったのですが、これには莫大な金額がかかります。そのお金を持つている国はアメリカを除くとないわけです。ということ、第二の目的である経済は、お金がないので国連としても取り組めないという状況だった。ところが人権は幸いなことに、拒否権のない経済社会理事会や総会で議論をして、必要ならば決議がくだされ、しかもあまりお金がかからないということ、人権の分野の話が国連でどんどん進んだということがいえます。

最初に制度構築が進み、その次に基準設定、それから監視活動というふうに国連では人権分野の活動が進むのですが、この一つひとつについて簡単にどんなことであつたかということを見たいと思います。

まず制度構築ですが、一九四六年の第一回国連総会のときに人権委員会ができます。そして翌年の四七年に人

権小委員会がつくられます。人権委員会は国家の代表によって構成されていて、国の立場が強く反映できる仕組みになっています。それに対してエレノア・ルーズベルトさんは、国の代表に人権を議論して結論を出させるということでは人権の問題は進まない。これは個人の問題に強い関心のある専門的な人たちが議論して答えを出すべきだと考えました。実際に彼女が中心になって人権委員会をつくろうということで動いたのですが、アメリカ代表でしたので彼女がいえばそれはできるのですけれど、そのときに彼女はじつは専門家だけの委員会をつくろうとしたのです。さすがこれはソ連も反対しましたし、ほかの国もみんな反対しました。もしアメリカが一貫してそれをやろうとしたらできなかったかもしれないのですが、アメリカの代表団のなかに猛反対が出てしまって、さすがのエレノアさんも、アメリカの代表団のなかで意見が一致しないということでその考えには固執せず、国の代表だけの委員会をまずつくりました。しかし彼女は、ある意味で頑固な人だったので、自分の考えを完全には捨てきれず、翌年、人権委員会の下に人権小委員会をつくつ

て、それは個人的資格の専門家だけで構成するということをやりました。

人権委員会と人権小委員会の組み合わせがその後二〇〇六年まで続きます。このあとで説明する、基準設定と監視活動を進めるうえでたいへん重要な役割を人権委員会と人権小委員会は果たすのですが、二〇〇六年ですから割合最近ですけれど、今から十二年前に、この国連の人権制度は大きく変わります。人権委員会は国の代表で構成され、人権小委員会は個人的資格の専門家で構成されていました。個人的資格で参加している人権小委員会のメンバーは、人権の促進保護活動に非常に熱心で、国が人権侵害をしている場合はそれを大変強い口調で批判して、それに対して国連は何らかの措置をとるべきだと強く主張したのです。人権委員会のほうは国の代表ですから、そうはいつでも、それぞれの国に事情があるのだからといって、お互いに国同士でわかりあうところもあるわけです。最初はそれが有る程度バランスが取れていたのですが、国がなかなか行動しないということで人権小委員会の専門家がいらだたってきてだんだん強く主張



するようになる。人権小委員会の個人的専門家のなかにはNGO出身の人もいたり、NGOから説得されて強い主張をするような人も出てきたりして、だんだん国に対する批判が強まってきました。国のほうはそれに対して非常にいらだつていくのです。

最終的に二〇〇六年になるとこれが收拾がつかなくなりまして、両者の立場の乖離が起こり、これが国連総会で議論されるようになって、では制度改革をしましょうということになりました。そして今ある人権理事会が二〇〇六年にでき、人権理事会諮問委員会という専門家の委員会もでき、坂元所長がこの委員会に出ておられました。ですから形としては、人権理事会諮問委員会の人権小委員会の後継機関、人権理事会は人権委員会の後継機関というふうにみえますが、この変化のなかで大きな違いは、人権小委員会に対して人権委員会はあまりチェックが及ばなかったのです。人権小委員会は専門家の間で勝手なことを議論して勝手なことをやりはじめたと、少なくとも国の代表の多くが思うようになりました。そこで新しい制度では、人権理事会諮問委員会は、人権

理事会の指揮の下に活動するべきであり指示されたものについてだけやるようにということで権限がある程度限られました。人権理事会のほうは逆に権限を強めます。ということ、現在の人権理事会は、国別の人権状況審査（UPR）というようなことを始めていますが、この権限も人権委員会のときにはなかったものです。こういう形で二〇〇六年の改革は、ある意味で人権の促進保護にとつて大きな進歩になったといえると思います。これが国連で起こった人権分野の制度構築の動きです。

次に基準設定です。これは人権に少し関心のある方でしたら、いろいろな人権条約があるということは知識のなかに入っていると思いますが、とりわけ世界人権宣言、今日のこの催し物のメインテーマになっています、これが基準設定のいちばん最初の大事な文書といえると思います。じつは、世界人権宣言採択の一日前に集団殺害禁止（ジェノサイド）条約が国連総会で採択されていて、厳密にはこれが国連による人権基準設定活動の最初の成果ということになります。一日違いであることと、ジェノサイド条約は特定の人権問題を扱っているの

に対して世界人権宣言は人権一般を扱っているという意味で、国連の人権基準設定活動の最初の成果は世界人権宣言と考えられています。そしてその後、世界人権宣言に触発されて、難民条約（一九五二年）、人種差別撤廃条約（一九六五年）、自由権規約（一九六六年）社会権規約（一九六六年）、難民議定書（一九六七年）、女性差別撤廃条約（一九七九年）、拷問等禁止条約（一九八四年）、子どもの権利条約（一九八九年）、強制失踪条約（二〇〇六年）、障がい者の権利条約（二〇〇六年）などの世界規模の人権条約が国連で採択され、日本を含む多くの国が当事国になっています。

ジェノサイド条約以下のさまざまな人権条約は全部、条約として批准した国には法的拘束力が出てきます。違反すればいろいろな形で批判されたり制裁を受けたりすることがあります。ところが世界人権宣言だけは国連総会によって採択された文書ということで、法的拘束力がないというのが基本的な理解です。エレノア・ルーズベルトさん自身もそういうふうになかで書いています。したがって法的拘束力のある条約をすぐにつくらな

ければいけないと彼女はいつたのですが、その作業が進んだのはずっとあとのほうで、とくに一九六六年の自由権規約と社会権規約、これは世界人権宣言が実現しようとした人権の規定を法的拘束力のある文書として集大成したものです。

いずれにしても、これだけたくさんの人権条約があつて、日本はジェノサイド条約以外の難民条約以下の条約には全部加入しています。こういう形で現在国連による人権基準の設定という活動が行われてきていて、これらの基準に基づいて各国が人権を尊重しているということになっているのですが、じつは本当に尊重しているかどうかというと、皆さんも新聞などでご存知のとおり、しばしば大規模な人権侵害が世界各地で起こっています。そこで監視活動を強めなければいけないというのが、国連のもう一つの活動になります。

国連による人権監視活動の代表的なものは四つあります。一つは、人権理事会の特別手続です。それから人権理事会の普遍的定期的審査（UPR）があります。さらに人権条約機関の政府報告審査があります。先ほどあげ

た人権条約のほとんどに、難民条約やジェノサイド条約にはないのですが、それ以外の人権条約にはみな専門家によって構成された委員会があります。世界人権問題研究センターですと中心的な役割を果たしてきた立命館大学の薬師寺公夫先生は、ごく最近までその条約のなかの強制失踪委員会の委員をされていて、任期がきたので退任されましたけれども非常にいい仕事をされました。そういう形で条約ごとに、子どもの権利委員会、女性差別撤廃委員会、自由権規約委員会、社会権規約委員会など、みんな一つひとつの条約に委員会があります。その委員会が一定の間隔で、だいたい四年がサイクルであることが多いのですが、批准している国に報告書を提出させて、それに対して、政府のいつていることだけでは一〇〇%正しいとはいえないということで、NGOとかその他の国連関係機関から寄せられる政府報告に対してのカウンタレポート、つまり国の報告書とは違った報告書を出させて、そのバランスをとって検討して委員会としての最終報告書を出す、問題がある場合には勧告まで出すということをやっている。これが人権条約機関の政

府報告審査です。

日本もいろいろな条約のもとで審査を受けています、いろいろな問題が出ています。たとえば、慰安婦問題については被害者のためにきちっと対応するようにということが、女性差別撤廃委員会からや子どもの権利委員会、自由権規約、社会権規約からも出ています。

女性差別撤廃委員会のほうからは、あとでたぶん前田先生がふれられると思いますが、法律上の婚姻から生まれた子ではない、いわゆる非嫡出子の相続分は、嫡出子、法律上の婚姻から生まれた子の半分にするという規定が民法にあったのです。これはいつてみると生まれによって差をつけるという、非嫡出子の母親から見ると差別であるということ、国連の女性差別撤廃委員会のなかでも議論されて、委員の多くの人の意見を反映する形で日本に勧告が出されます。民法のこの規定を改正するようになるといことです。これがきっかけとなって改正されることになりました。

今起こっているのは、民法の成年に達する年齢が、これまで日本では二十歳だったのを十八歳にするというこ

ととの関連で、国連の女性差別撤廃委員会からは、これまでの民法は、女性は十六歳で保護者の同意があれば婚姻できるが、男性は十八歳にならないとだめということになっている。そして保護者、親の同意がなくても婚姻できる年齢は、女性十八歳、男性二十歳となっている。この男性と女性の婚姻年齢の差が問題になって、これも女性に対する差別的な規定だということで民法改正が求められていて、ほぼ改正される状況になっています。という形で条約機関による政府報告審査は、けっこう日本にもインパクトがおよんでくる状況になっています。

国連の人権監視活動にはもう一つ、人権条約機関の個人通報制度があります。これはほとんどの人権条約にあるのですが、その条約の規定に違反して損害を受けた人は、この条約のもとの委員会のほうに直接訴えることができるという手続きです。もちろんその前にそれぞれの国の国内の裁判所等で救済の道を探らなければいけないのですが、それでも解決しない場合には国際的な委員会に、人権条約の規定違反ということで国を訴えることができるという仕組みができています。これが個人通報

制度です。これは国家主権に大きく関わることになって、その国が同意した場合にはじめて動くという仕組みになっています。日本の場合にはいろいろな議論があつて、三権分立で、法的な問題の最終的な解決は裁判制度、とくに最高裁判所が最終的に決めるという憲法の規定になっているところに、そこで救済されなかった人がさらに国際的な委員会に訴えることができるということになると、憲法の裁判権の独立の規定との関係で矛盾が生じるということ、今までなかなか日本は動きませんでした。しかし、この個人通報手続のもとの人権条約委員会の見解は、一定の権威性が認められていて無視することはできませんが、厳密にいうと法的拘束力はなく、また国内で確定した判決を覆す法的効力もないことが明確になったことで、いずれ日本もこの手続きを受入れることになると考えています。

この議論も続いてはいますけれども、現在はそのほかにもメディアのほうから、この規定を根拠に国によってメディアの報道の自由とか表現の自由が制限されるのは困るということ、必ずしも積極的な報道がなされてい

ないということもあって日本の国内ではこの点について世論が盛り上がりつつない状況がありますが、いずれにしても個人通報制度というのがあります。これは日本の場合には適用されていませんが、多くの国がこれを受け入れていますので、これから日本もこれを受け入れるかどうかということが課題になるだろうと思います。

### 三、日本国憲法と世界人権宣言

さて、日本国憲法には十一条から四十条まで、三十条だけは納税の義務ということで人権とは直接は関係ないのですが、それ以外の十一条から四十条までの規定は全部人権に関する規定です。お手元に配った一枚ものの資料「世界人権宣言と日本国憲法の人権項目比較表」を見ただけですででしょうか。それを見ると、驚くほど人権項目が両方共通しているのです。世界人権宣言は非常に重要な人権基準を定めた文書で、世界各国でそれを尊重するということになっていますが、そこに書かれている人権項目のほとんどは、じつは日本国憲法にも書かれているのです。逆にいうと、日本国憲法に書かれている

ものは世界人権宣言にも書かれている。信教の自由とか拷問の禁止とか人種差別的禁止とか、こういうことは全部両方の文書に書かれています。

世界人権宣言と日本国憲法はだいたい同じ時期に採択されました。日本国憲法は一九四七年五月三日、世界人権宣言はそれから一年半後の一九四八年十二月十日で、日本国憲法のほうが同じように充実した内容の人権規定を世界人権宣言に先駆けてもっていたという意味で、私たちはその点について誇りをもっているのではないかと思います。

ところが、日本国憲法の人権規定には一定の制約があるのです。その制約をみておきたいと思います。四つあります。一つは、適用領域の制約です。これは当たり前のことです。日本国憲法は日本の領域に適用する。言い換えると日本国憲法の人権規定はアメリカにはおよびません。中国にもおよびません。同時に、アメリカの憲法は日本にはおよばないし、中国の憲法も日本にはおよびない。いってみると、国家主権というものを尊重する国際的な仕組みのなかでは、憲法のおよぶ範囲はそれぞれの

国の主権がおよぶ範囲となつてゐるわけです。

次に享受主体の制約があります。これは少しわかりにくいのですが、日本国憲法には十一条から十四条まで四力条にわたつて、十五条以下のさまざまな人権項目に対する一般規定があります。日本国憲法が保障している人権はどういうものかということが書いてあるのです。その一般規定をみると、いずれも「この憲法は日本国民に人権を保障する」と書いてあるのです。「日本国民に」と書いてあると、当然ですけれど外国人はどうなるんだということになります。いちおう規定上は外国人におよぶということになりますが、どこにも書いてないのです。法の文書というのは、通常、辞書などに出てくるぐらいの普通の意味で理解するものです。そうすると、「国民」というのを辞書でみると、「外国人を含む」なんてことは書いてないわけです。ですから日本国憲法を素直に読むと、日本国憲法は国民に人権を保障してゐるんだ、こういうように読んでしまうのですが、そうすると日本に住んだり、日本を訪れてゐる外国人の人権はどうなるんだという疑問が出てきます。

人権は、それぞれの国の国民の権利だけではなくて、人であれば生まれながらにしてだれもがもっている権利と定義されているのです。ところが外国人には日本では憲法の下で保障してゐないとなると、これは人権の基本的な考え方と日本国憲法の規定が矛盾します。憲法学者はさすがにそのことには早い時期から気付いてしまつて、このことについては、憲法が採択された直後に出された日本国憲法の解説書とか注釈書とか教科書とかで必ずふれられています。そしてふれられている結果はどうかというと、日本国憲法では「国民に人権を保障する」と書いてあるけれども、これは人権の普遍的な性格、自然法的な性格、あるいは人権の本来もつてゐる性格からいつて、すべての人に保障されるべきなんだと説明しています。その結果として、憲法では「国民に」と書いてあるけれども、この「国民に」というのは「なんびとも」、「すべての人は」というふうに読み替えて理解するものだ。と憲法学者はかなり早い時期から主張してゐる。これが憲法学会の圧倒的な通説です。

私たちは人権を促進する立場ですから、その通説を支

持していますが、「国民に保障する」という言葉が書かれていることとの整合性からいうと、ちょっと苦しい説明にはなっています。じつはこの解釈は判例でも確認されていますので、現在では日本国憲法の保障する人権は、外国人を含むすべての人、外国人のなかには外国籍をもっている人以外の無国籍者も含みますので無国籍者を含むすべての人は日本国憲法が保障する人権を享有するのだというふうに解釈されています。ただし、ちょっと例外がありまして、参政権のような日本国民にとくに与えられていると理解される人権については、外国人にまでおよぶというふうに理解しなくてよいというのが憲法学者の一般的な理解です。

この日本国憲法の解釈は、じつは憲法というものの位置づけに関する基本的な考え方から出てきているところがあります。それはどういふことかといえますと、フランス革命とかアメリカの独立とかそういう形で市民革命がヨーロッパやアメリカで起こって、それぞれの国に近代的な憲法ができました。日本の現行憲法の場合には、そういう欧米の民主的憲法の流れを継いでいるというふうに憲法学者は捉えています、その基礎になる考え方は、

ジャン＝ジャック・ルソーというフランスの政治理論家  
が書いた「社会契約説」に基づいている。社会契約説と  
いうのは何かというところ、それまで君主が神から与えられ  
た権限を行使して一般の人々を支配するという考え方で  
説明されていたものに対して、フランス革命とかそういう  
うものが起こった状況を考えるところですが、一般  
の住民、市民が自分たちで政治を行うのだという論議が  
起こります。しかしバラバラに市民が行動したのでは秩  
序が保てないので、やはり政府が必要となります。だ  
けどその政府が勝手なことをしてはいけないので、一般  
市民が政府を選ぶときに選挙で選ぶ、そしてその政府に  
勝手なことをさせないために憲法でいろいろと制約をつ  
ける。いってみると、一般市民と政府との間の約束事を  
書いているのが憲法だというのが、社会契約の一つの考  
え方です。日本国憲法もそういう理解で位置づけていま  
すので、そうすると「国民に」というのがよくわかるの  
です。国民と政府との間の約束事が日本国憲法で、日本  
国憲法には、政府は人権を保障しますよといっている  
という論理がつながるのですが、そこに人権の普遍性を考

えたときには、外国人に保障しないのはおかしいのではないかという議論が出てきたというのが経緯だということです。いずれにしてもこの問題は、憲法の保障する人権は外国人にもおよぶと解されるということで解釈論としては解決しています。しかし国民に保障するという言葉はまだ残っていますので、この点はいずれ解消しないといけないのではないかと考えています

もう一つ、遵守主体の制約があります。ですが、これは憲法には書かれていません。書かれているのは、九十九条に、憲法を守らなければいけない人たちは、「天皇又は摂政」というのは特殊ですけれども、そのほか「裁判官その他の公務員」が守るとなっているのです。一般の人は守るように書いてないのです。そこで憲法では、憲法が保障している人権は政府が守るべきものだというふうに、これも社会契約説に基づいているわけです。政府のなかには中央政府だけではなくて地方の政府も含みますので、具体的には国家公務員、地方公務員、警察も当然それに入るわけですが、それに制約を加えて、人権を尊重しなさいといっていると解されています。それ

以外の一般の人たちが人権を守る義務があるのかというと、憲法はそれについては何も書いていないというのが憲法学者の一般的理解です。

そこで憲法では必ず教科書のなかで、憲法の人権規定の第三者効力あるいは私人間効力という言葉で数ページ説明をしています。憲法は私人に対して人権遵守の義務は書いてないけれども、憲法が保障している人権は日本国憲法のもとで守られなければいけない。したがってそれを侵害するような行為は憲法としては認められないけれども、その違法行為に対して憲法は罰則を加えるとか、禁止するとか、そういうことは規定していない。それはどういうふうに理解するのかというと、その場合には、もし人権侵害によって被害を受けた人がいる場合には、その被害を民事上の不法行為に基づく被害として裁判所に訴えることによって、もし裁判所が認めればその損害を賠償してもらおう。そうすると加害者のほうは、損害賠償という負担を負うことによって一種の尊重しなければいけないという義務感が生ずる。そういう論理で説明されています。



最初のうちは、この不法行為に基づく人権侵害抑止の論理は筋が通っているようでいて、じつは損害の証明が難しいとか、仮に証明されたとしても金額が非常にわずかで、それだったら違反をやっても人権侵害をするという人が出てくるということでもちよっと問題がありました。最近では京都での朝鮮学校に対するヘイトスピーチをラウドスピーカーでひんぱんに行うということが起こって、これが京都地裁に訴えられ相当多額の一千万円を超える賠償金を払うことを命じられ、これは大阪高裁、最高裁でも認められましたので、多額の損害賠償を要求されることになる、これはある種の抑止効果があるというところで、憲法学者がいつている第三者効力の問題はある程度は日本で解消しつつあります。しかし、依然として国際社会のほうからは、自由権規約委員会や、人種差別撤廃委員会などから、日本に対して、罰則をもって厳しく規制しなければいけない、とくにヘイトスピーチ、ヘイトアクトはそうであるということ、日本に対して勧告が出されています。

それから日本国憲法の第四の制約として、人権項目の

欠落があります。世界人権宣言は規定しているのに日本国憲法が規定していないものがとくに二つあるのです。ほかにもいくつか小さいものがありますが、大事なものが二つあります。一つは、世界人権宣言十二条の「プライバシーの保護」です。そこには「自己の私事」と書いてありますが、これはプライバシーのことです。プライバシーの保護は、世界人権宣言ではつきり書かれているのですが、日本国憲法にはなくて、このことがずっと日本国憲法の人権規定のなかで議論されてきました。

もう一つは、十四条の「迫害から避難する権利」、これは日本国憲法に書かれていません。もちろん出入国管理及び難民認定法という法律がありまして、それから難民条約と難民議定書に日本は入っていますので、結果的にはそちらのほうから日本は難民を保護しなければいけない義務があるということになっていますが、憲法の人権項目にはあげられていないという意味で、場合によると難民の保護の程度の議論のなかで若干保護の程度が弱いということ、批判をされることがあります。

#### 四、二十一世紀における世界人権宣言の役割

さて、私たちは今二十一世紀にいるわけで、これから残る二十一世紀、私にとってはどうそんな長い年数ではないのですが、皆さん若い人はこの二十一世紀をずっと生きていくことになるわけですから、この二十一世紀において世界人権宣言はどういう役割を果たすのだろうかということですよ。

世界人権宣言を起草したエレノア・ルーズベルトさんは、人権はみんなのもので、だれもがわかるもので、だれもが自分のものとして行動する、そういうものにならなければいけないと書いていたのです。起草にあたつて、いろいろな人がいろいろな主張をして、哲学者とか法律の専門家とか政治学者とか世界から百数十名の人を集めて意見を聞いて、膨大な資料を集めたのですが、彼女がいったことは、簡潔に、短く、わかりやすく、だれにもわかるようにということ、彼女はそれを一字一句読んで、自分がわからないと、これはだめだという形で切つていった。

国連に加盟している国、とくに人権委員会のメンバー

国が関わっている世界人権宣言起草作業のなかで、彼女は自分の考えで自分がわからないと、これはだめというものですから、最初のうちはメンバーも、彼女は勝手なことをやっているといっていたのですが、だんだん、いや、彼女のいつていることには筋が通つているところがあるということ、説得力を増していつて、最終的には今手元にある世界人権宣言に、これは英語からの日本語訳ですので訳す過程で、「プライバシー」が「私事」になつていたりしてわかりにくいところもありますが、しかしそれにしても非常にわかりやすい文章になっています。非常に簡潔明瞭でだれにでもわかる。

それから、この中身をみるとわかりますし、採択のときの投票でもわかりますが、東西が対立して、イスラム教国も世界人権宣言の起草に対しては宗教の自由とかそういうことでほかの国と違つた主張をしていました。意見の対立がものすごくあつたのですが、それをエレノア・ルーズベルトさんがいろいろな形で説得してまゝとめていった。そのために、一つの考え方で通されていくというよりも、いろいろな考え方が反映された文章になつ

ています。利害対立を超えて中立公正な内容になっていくということが、世界人権宣言の大きな特色です。

またもう一つ、そのことの背景にありますけれど、百人を超える世界中の知恵を集めてつくり、最終的には国連総会という世界中の国々が集まった場で賛成四十八、反対なしで採択されました。あの時期にそんなことができたというのはすごいことで、その内容に少なくとも反対を投票するほどに強い批判がなかったということの意味しています。つまり、世界が文化も宗教も政治的な意見も経済的な利害も多様で対立しているなかで、世界人権宣言の基本は、みんなに共通して理解され受け入れられているものだという事です。

### むすび

最後になりますけれど、これは法律を勉強している人はすぐにわかると思いますが、「専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しよう」と努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ」ということをある人たちがいったのです。これはだれだと思えますか。

これは日本国憲法の前文に書かれている、日本国民なんです。皆さんです。ただ単に、日本の国内で人権を尊重しますといっているのではなくて、世界の各地において専制と隷従、圧迫と偏狭と戦っている人々に対して協力する。そのために名誉ある地位を占めるんだということ。日本国民の決意として憲法の前文に書いてあるわけです。これはまさに世界人権宣言の精神をそのまま別の形で反映している文章だといっていると思います。

世界人権宣言の基本は、世界には違いがあるということとを認めています。これまで歴史のなかでは違いが戦争の原因になり、対立の原因になり、差別の原因になり、要するに違いというのが人間の間にあることに関するいろいろな問題の根っこがあると思われていたのです。それで違いをなくそうという努力をしてきたのですが、これは間違いだというのが世界人権宣言の基本的な姿勢です。むしろ違いを尊重し、違うから楽しんだ、違うから新しい発想が出てくるんだというふうに、違うということを人間の生活の幸福、人間の生活の発展に結びつけようという考え方が、世界人権宣言のいろいろな条文のなかに反映されています。

日本国憲法の前文の今引用した文章と世界人権宣言の  
そういつた精神、これは日本人がこれから生きていく  
えで基本的な姿勢として持ち続けていっていただきたい  
というのが私の希望です。皆さんにも、世界人権宣言  
七十周年記念のこの機会に、こういう形で世界人権宣言  
と日本国憲法の精神を再確認して、世界の平和、人々の  
幸福のために力を合わせていくことに協力していただ  
きたいと思います。

たいへん長時間ご清聴ありがとうございました。

#### ●司会

横田先生ありがとうございました。熱のこ  
もった、わかりやすいご講演、たいへんありが  
とうございました。

以上をもちまして基調講演を終了させていた  
だきます。横田先生に今一度、大きな拍手をお  
願ひいたします。

——（拍手）——

#### ●司会

それでは、ただ今から十分間の休憩に入らせ  
ていただきます。横田先生にきちつと時間を  
守っていただきましたので、再開は十四時五十  
分からいたします。

最初にお願ひいたしましたように、受付でお  
渡しした封筒の中に黄色の質問用紙がございま  
す。書き終えられた方は挙手をいただきました  
ら係員が回収にうかがいます。筆記用具をお持  
ちでない方も挙手をしていただければお届けい  
たします。

なお、パネルディスカッションにおける会場  
からのご質問、ご意見に対する回答につきまし  
ては、質問用紙にご記入いただいたものに限ら  
せていただきますのでご了解願ひいます。

お耳だけ拝借をいたします。センターからの  
願ひが三點ございます。まず一点目ですが  
受付でお渡ししました封筒のなかにセンターの  
賛助会員入会申込書が入っております。会員に  
なっていたいただきますと、センターが発行しま

「人権問題研究叢書」、「研究紀要」、「グローブ」などの刊行物の無料送付、センター主催の講座の無料受講、その他、センターが開催をします事業の案内などの特典がございます。この機会にぜひご入会いただきますようお願いをいたします。

二点目のお願いです。封筒の中に入れておきますアンケートにご協力いただきますようお願いいたします。お帰りの際に、アンケート箱に投入をしていただきますようお願いいたします。

三点目は、同じく封筒の中に人権大学講座のパンフレットが入っております。本日が初日でございますけれども、あと十二回にわたりますさまざまなテーマで開催いたします。ぜひご参加いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、もうしばらくお待ちください。

#### ■パネルディスカッション

横田 洋三 (公財) 人権教育啓発推進センター理事長

坂元 茂樹 (公財) 世界人権問題研究センター所長・

同志社大学教授

薬師寺公夫 立命館大学特任教授

前田 直子 京都女子大学准教授

●司会 間もなくシンポジウムを再開いたします。まだ席についておられない方はすみやかにお戻り

ください。それでは、シンポジウムを再開いたします。坂元先生、よろしくお願いいたします。

●坂元 まず初めに、パネリストである薬師寺先生と

前田先生から、それぞれ十五分間、問題提起をしていただきます。では薬師寺先生、お願いいたします。

●薬師寺 皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました

立命館大学の薬師寺と申します。よろしくお願

いします。私の役割は、横田先生の基調報告について、おそらくその一部になると思いますが、けれども、少し質問等も含めてコメントをさせていただきます。ただければと思います。

### 一・世界人権宣言と国際人権規約

世界人権宣言については、法律家というのはどうしても形式にこだわるころがありまして、例えば日本の最高裁もそうでしょけれど、世界人権宣言を基にして多くの条約が国連で採択され、二十を超える条約が今の段階では採択されているのですが、そのなかで九つの条約をコア条約と呼んでいまして、日本はそのなかの移住労働者の条約を除いてこれ



らを批准または加入をしていますが、世界人権宣言はこれと違って条約ではありません。国連総会の決議だということ、わりと厳密な法律論からいってつねなく扱われるのです。

例えば一九八九年の塩見訴訟の最高裁判決のなかで世界人権宣言についてはこういうふうになっています。「国際連合ないしその機関の考え方を表明したものではありませんが、加盟国に対して法的拘束力を有するものではない」、つまり法的には意味がないとはいっておりませんけれども、直接国家を拘束するようなものではないんだとっております。

国際司法裁判所のほうはもう少し広い見方をしているのではないかと思います。ほかにもあると思いますが目についたものとして、一九八〇年のテヘラン事件。イランにあるアメリカ大使館が学生たちによって占拠され、イランの違法性が問われたときにやはり世界人権宣言を援用しているのです。こういうふうになっています。「違法に人間から自由を奪い彼らを困難な状況のもとで身体を拘束することは、それ自体明白に国連憲章の諸原則と

ともに世界人権宣言に宣明された基本原則と両立しない。当時（一九七九年提訴、一九八〇年判決）たしかにアメリカはまだ国際人権規約等には入っていないかったと思いますが、国際司法裁判所は世界人権宣言に照らしてこれを判断しています。

最近も同じようなことがあります。二〇一二年の訴追又は引渡し事件の国際司法裁判所の判決ですが、ここでも次のようにいっています。「裁判所の意見では、拷問の禁止は慣習国際法の一部であって、しかも強行規範、これから逸脱することを許されない規範になった。この禁止は、広範な国際実行となり、諸国の法的信念に基づいている。その禁止は、世界的に適用される数多くの国際文書（とくに世界人権宣言と一九四九年ジュネーブ諸条約）に示されている」。引渡し事件はセネガルとベルギーの間での事件でしたが、どちらも国際人権規約の当事国です。しかし普遍的な人権ということを証明するために、国際司法裁判所は世界人権宣言に言及している。そういう意味が世界人権宣言にはあるのだろうと思います。

そこで、世界人権宣言がどういうふうに関連の文書で評価されているのだろうかということ。世界人権宣言の採択から今年は七十周年ですが、採択から二十年たったときにテヘラン宣言という文書が国連で採択されました。その文書のなかに、わざわざ世界人権宣言というタイトルがあつて次のように評価をされています。「世界人権宣言は、人間家族のすべての構成員の不可譲（つまり譲ることのできない）しかも不可侵の諸権利に関する世界の人民の共通の理解を宣明したものであって、国際社会の構成員にとつての義務をなすものである」。こういう非常に高い評価がされています。

世界人権宣言が採択されて四十五年後、つまりテヘラン人権宣言から二十五年後に、これは皆さんもよくご存知の名前だと思いますが、ウィーン宣言が世界人権会議のあとで採択されました。ここでは世界人権宣言という特別のタイトルはないのですが、その前文九項のなかに次のような評価がされています。「すべての人民とすべての国が達成すべき共通の基準を構成する世界人権宣言は、アイデアの根源であつて、既存の国際人権文書とく

に自由権規約と社会権規約に含まれているような人権基準の設定を前進させるうえで国連の礎になってきた。そして今も礎となっている」と表明されています。

世界人権宣言と国際人権規約は、最初から別々のものとして想定されていたのではなく、当初は一本の国際人権章典をつくろうとしたのですが、国家が達成すべき共通の基準をつくり、それを示すということと、国家に具体的にそれを義務づけるということは、いろいろな国家からこういう都合がある、こういう都合があるという形で、具体的な義務となるといろいろな制約が出てきます。

そこで二段階に分けて、まず世界人権宣言でどういう人権を国際的に共通の基準として設定をするか、そのあとに条約という形で国家を義務づけるということで、国際人権規約は世界人権宣言を条約化したものといっているかと思いますが。したがって先ほどいいました九つのコアな人権条約のすべての前文において、世界人権宣言がその礎になっているということ述べております。

地域的な人権条約で、よく日本の裁判所で援用されるのですけれど、ヨーロッパ人権条約という人権裁判所ま

でつくった、そういう条約があります。そのヨーロッパ人権条約も、世界人権宣言のなかに述べられている権利のいくつかのものを集団的に実施する最初の試みとしてこれをつくったのだと述べています。そういう意味では、国際人権規約とヨーロッパ人権条約は兄弟姉妹ということになります。

国際人権規約はコアな国連の人権条約が九つありまして、いろいろな地域にも人権条約があるのですが、そういうものの権利の内容を具体的にみようと思えば、世界人権宣言に立ち返ってみていくということがどうしても必要になると思います。

## 二．世界人権宣言と日本

日本と世界人権宣言との出会いは、これは皆さんの封筒のなかの少し大きめのパンフレットの二ページに書かれていますし、先ほど横田先生のお話にもありましたように、一九四八年に世界人権宣言が国連第三総会で採択された段階では、日本はまだ国連加盟国ではありませんでした。五六年まで待たなければなりません。日本と世



界人権宣言との一つの出会いは、一九五二年発効の、対日平和条約の前文のなかにこのようなことが書かれています。「日本国は、その意思として国際連合への加盟を申請し、国際連合憲章の原則を守り、世界人権宣言の目的を実現するために努力し、国際連合憲章第五十五条、第五十六条に定められ、かつ既に降伏後の日本の法制でつくられはじめた安定および福祉の条件を引き続き努力をする」。これが対日平和条約の基礎的な条件になっているということが明らかにされています。それと併せて、対日平和条約のときに日本が結ぶべき条約として、ジュネーブ四条約に批准・加入するということが約束されていました。

先ほど横田先生は、日本国憲法はすぐれた憲法で、世界人権宣言ができる前にその多くの人権規定を先取りして採択をした。そういう意味で誇るべき人権文書であるというお話をされましたが、そのなかで四つの制約があるといわれました。私のコメントでは、適用領域以外の、人権享有主体、遵守主体、人権項目について一言ずつ簡単に述べたいと思います。

人権の享有主体については、先ほど先生が指摘されましたように、憲法では「国民の人権」、「国民の権利」という形で示されており、世界人権宣言は、「者」と公定訳ではされているのですが、「人 (person)」、この捉え方の違いがあります。「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利において平等である」、これが自由権、社会権の基礎になっています。私には世界人権宣言の第一条の精神というのは非常に重要なものだと考えています。

日本国憲法は、今日は学生さんもいるようですので憲法の授業で必ずいわれることだと思えますが、国民の権利というのは、現在は権利性質説という考え方で、憲法上は外国人の人権を、権利の性質からみて日本人だけに特定されるものを除けば、これを有すということができません。

ただ、その限界点を実際にはいくつかあるのだろうと思います。とりわけ出入国に関する部分は、例えば規約でも宣言でも自国に戻るとした場合、普通は国籍国だけという解釈が実定法でもされます。それから難民条約加

入に伴って、例えば国民年金等の国籍条項は撤廃されたわけですが、しかし生活保護までいつているかというところも必ずしもそうではない。それから公務就任権は、国民主権との関係で「当然の法理」という言葉が使われておりますが、外国人は特に国権行使や管理部門からは除外をされている。こういった問題を今後どのように考えていくのかということが問われているのではないかと思えます。

続いて、人権の遵守主体ですが、最近私たちが悩んでいる問題は、非国家主体、つまり国家ではないものによる人権侵害をどういうふうに扱っていったらいいのかということです。例えば難民認定申請をしたときに、自分は難民である。しかしそれは国によって迫害を受けているのかというと、そうではない。例えばイスラミックステートとか、ボコ・ハラムというナイジェリアのイスラム教原理主義組織がキリスト教会とかそういうものを爆破しているのですが、そういう脅威があるときに難民とはいえないのかという問題が出されている。これは現在の裁判所の見解も微妙に分かれていて、国家ではないも

のについても迫害と認めるべきだ。ここまではだいたい一致をできてきているのですが、それは国家がそういう脅威を無視しているとか助長しているという場合でないのだめなんだという意見がある一方で、そういう意思はあるのだけれどもまだ国家の力がおよばなくて事実上それができない場合も難民に入れるべきだ、という考え方があって意見は分かれています。これは同じく、ノン・ルフールマン原則で退去強制、追放という場合に、そういう国に向かって送還してはならないというときにも同じ問題が出てきます。ノン・ルフールマン原則は、最近の国連の条約では、単に難民条約だけではなくて、拷問禁止条約や、私が委員をしておりました強制失踪条約にも、そういう恐れがあるところに追放してはならないという規定が入られています。拷問禁止条約や強制失踪条約は、国家の機関が関係した拷問や失踪のみを対象としていますので、そうではないものについてどうしていくのかという問題が出てきたときに、原点としては世界人権宣言の考え方をどういうふう理解していくのかという問題が出てきます。

ヘイトスピーチへの対応については、時間がないのであとでもし時間があればふれますけれど、先ほど横田先生からご紹介のあった京都での事件ですね。この人権侵害をおかしたのは国家ではなく、私人になるわけです。

これは従来の憲法でいくと間接適用説という考え方で、憲法というのは基本的には国家と個人を直接規律しているので、憲法の趣旨を民法の一般的な規定とか不法行為のなかに入れこんで、人権侵害に対処することになります。これは大阪高裁の判決でも厳然と維持されている枠組みです。私も、法律論としてはそうなんだろうと思うのですが、ただ世界人権宣言以降の人権保障にも弱点があるだろうとすれば、その一つの弱点は、国家による人権侵害に主な焦点をあててきたことだと思います。もちろん国による人権侵害が最大の問題ですが、そうでないものによる人権侵害にも、どういうふうに対応していくのかということが今問われているのではないのでしょうか。

その次に人権項目です。先ほど横田先生のご指摘にもありましたように、世界人権宣言第十四条には庇護権が

ありますが、これは残念ながら国際人権規約にも取り入れられなかったし、日本の憲法にもありません。しかし今日の新聞に、地中海をさまよっていた人をおそらくフランスの船が救助してイタリアに運んだところ、イタリアは今回の選挙の結果もあるので受入れを拒否して今問題になっているという報道があります。

つまり具体的にほっておけば死にそうな人がいるという場合に、日本には一時上陸とか一時上陸庇護という言葉があります。そういうものに対処していくうえで世界人権宣言の規定はなお意味をもっているのだらうと思います。ただ、これが実定法になっていくかというと、国籍を受ける権利と同じようになかなか難問です。日本で生まれたということを利用して必ず国に国籍付与の義務があるとはいえない問題があるわけで、先ほど横田先生が話のなかで無国籍者の人権ということをいわれましたけれど、この問題も考えていくべき大きな問題かと思っています。

### 三. アジアと世界の人権

最後に、アジアと世界の人権ということですが、じつはアジア地域は、ヨーロッパやラテンアメリカ、北米、オセアニア諸国と比べても、まだ人権条約を批准している国が少ないし、個人通報も受け入れていません。今、東アジア五カ国、東南アジア十一カ国、このうちの十カ国はASEANに入っていて一カ国はまだ入っていませんが、その十六カ国のうちで国連の主要な条約にどれくらい入っているのかというと、世界人権宣言を条約化したといわれる社会権規約、自由権規約にいくつか重要な国が入っていないという現状があります。これらの国に批准あるいは加入してもらうことが重要ですが、当事国になるといっても留保が多いと困ります。条約には留保というのがあって、条件付きで入るのです。そのいちばん大きな問題は、日本のような憲法が全部の国で採用されておればいいのですが、自国の憲法ないしはイスラームのシヤリア法の範囲でのみ国際人権を守るといった留保が付されていて、これはおそらく前田先生から女性差別撤廃条約のなかで問題になっていることのご指摘があ

るかと思いますが、相当の問題がある。

二〇一二年にASEAN人権宣言という、アジアで一つの重要な人権宣言が採択されました。みなさま、「アジア的人権」という言葉を聞いたことがあるでしょうか。つまり文化的相対主義、人権というのは普遍的だけれども、やはり歴史的国家的な状況に応じて守られるべきものだ、その制約を認めるべきだという主張がありました。バンコク宣言というのがありまして、これがここに色濃く出ていたのですが、同じ年に開かれたウィーン宣言で世界の国々が一堂に会すときに、いや、人権の普遍性は譲れないということで、言葉が逆転して、地域とか文化とか歴史というのは重要だけれども、すべての国は体制や経済状況に拘わらず普遍的な人権を守る必要があるのだということをウィーン宣言は認めました。これがアジアのなかでどういうふうに着していくのか重要な点かと思えます。

そういう意味で、前文でも第三十条でも、あるいは第二十八条でも、すべての人権は相互不可分的で相互依存的なものだということを示唆している世界人権宣言のも

つ価値というのは、現在もすぐれており、現代的な課題をも提起しているものではないかと思えます。

今年は七十周年ということ、国連は世界人権宣言七十周年キャンペーンを行っています。それは一言でいうと、人権のために立ち上がろう、あなたの声を加えようということ、Promote・Engage・Reflectというスローガンを掲げています。簡単なものは、自分の言葉で世界人権宣言を読んでみようということから始まっています。自分のビデオをツイッターに入れてみよう。こういうことも含めて、この七十周年に多くの人が参加することを国連は求めているということを述べまして、十五分をちよつと超過しましたが、以上で終わります。

●坂元 薬師寺先生、どうもありがとうございました。

それでは引き続きまして、前田先生にお願いしたいと存じます。

●前田 皆さん、こんにちは。京都女子大学の前田と

申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

今日は非常にお忙しい中たくさんの方にお越しいただきましてありがとうございます。短い時間ではありますけれど、どうぞよろしくお願ひいたします。

横田先生のご講演、また薬師寺先生のコメントといくつか重複してくるところがあると思いますが、早速始めさせていただきます。ありがとうございます。

### 一・世界人権宣言と女性

私のコメントとしては、三つの視点から世界人権宣言の意義を考えていきたいと思います。一点目は、世界人権宣言と女性、二点目は、世界人権宣言にうたわれている人権というものはどういう性質をもっているのだろうかということで、普遍性・相互依存性・不可分性という観点からみたいと思います。そして三点目に、現在、世界人権宣言がどのような形で国連活動の礎になっているかということをお話したいと思います。

先ほど横田先生のご講演でエレノア・ルーズベルトさ

んのご紹介がありました。少し私のほうからも補足させていただけようと思います。ルーズベルトさんはニューヨークにお生まれになって非常に裕福なご家庭に育たれたのですが、十歳のときにご両親と死別されて、その後イギリスの女学校で教育を受けて教師として活動されていた時代があります。父方の遠縁にあたる三十二代大統領になるフランクリン・ルーズベルトさんとご結婚されて、ファーストレディーとしてのご経験はあったわけですが、先ほどの横田先生のご講演にもありましたが、外交に関しては完全に素人として、いろいろな偶然が重なって世界人権宣言を起草する国連での人権委員会の議長に選出されたときには、正直、アメリカ国内でも彼女を支持する政治母体が



からも非常に危惧されて、本当にできるのかという心配をされたというふうに伝えられています。

彼女にはいろいろな逸話がありまして、よき妻、よき母として、アメリカの愛国婦人団体の活動を非常に熱心に行われていました。あるときチャリティー・イベントでゲスト候補としてあげられたのが黒人の女性歌手で、それを聞いたその団体はそのオファーを断ったわけです。そうすると彼女はそれに憤慨して、それまで非常に熱心とその団体の活動を支援していたのに、あっさりとその団体を辞めてしまったという逸話があります。彼女のなかには人権というものに対して高い意識がもともとあったのではないかと思います。

世界人権宣言は、エレノア・ルーズベルト、フランスの法学者であったルネ・カサン、レバノンの外交官であったマリク、主にこの三人の方の力によって前に進められたのですが、フランスのルネ・カサンに関しては、のちに実際の宣言の起草を担ったということで一九六八年にノーベル平和賞を受賞しています。むしろルーズベルトさんの貢献は、起草する会議の議長としているいろいろな

の意見をとりまとめ、前進をさせるところにあつたのではないかと思ひます。

女性という視点から世界人権宣言を少しみてみたいと思ひます。世界人権宣言の重要な原則の一つに、平等・被差別原則があります。これは現在の女性差別撤廃条約にどのような形でつながっているかということをしめていきたいと思ひます。

世界人権宣言は、一条で「人は、生まれながらにして自由であり、平等である」。二条で「さまざま、例えば人種や皮膚の色、性、言語、宗教によるいかなる差別も受けない」と規定されています。この「性」という部分がさらに発展していつて、一九六七年に女性に対する差別の撤廃に関する宣言が国連で採択されます。これはちょうどその当時、国連が「国連婦人デー」を展開していきまして、その記念の事業の一環として採択され、それがさらに条約に発展していったのが一九七九年の女性差別撤廃条約です。

現在、私たちの人権が保障されるために存在している各種の国際人権条約は、ほぼすべてのルーツが世界人権

宣言にあるということは、この条約の前文にも、「世界人権宣言が、差別は容認することができないものである」という原則を認識し、さらに性による差別もなしにするべしとの権利及び自由を享有することができることを宣明している」というふうにならに書かれていることからわかると思ひます。

横田先生のご講演のなかで、いくつか日本国憲法と世界人権宣言で規定されている権利の類似性あるいは違ひにふれてくださいました。そのなかから少し女性という視点で私のほうでは取り上げます。一つは、母子の保護・尊重です。世界人権宣言には二十五条二項に、「母親と児童は、特別の保護・援助を受ける権利を有して、さらに児童は嫡出であるかどうかを問わず、同じ社会的保護を受ける」と書かれています。日本国憲法には、関連しそうな規定ということで十四条一項に、性別による差別の禁止や夫婦の同等の権利保障、家族関係における両性の平等や、あるいは子どもにも教育を受けさせる義務という規定はありますが、人権宣言の二十五条のように直接的に母と子という関係性をクローズアップした規

定は存在しないということになります。

この関係で、もうご存知の方も多いと思うのですが、日本にはかつて民法九百条四号但し書というのがありまして、嫡出子であるかどうかによって相続分が変わってくるという規定がありました。それについては国連から長年、子どもに対する差別でもあるし、他方、子の問題は母の問題でもあり、母の問題は子の問題でもあると考えられるので、児童の権利条約だけでなく、女性差別撤廃条約の委員会からもこの規定は差別的であるので廃止するのが望ましいという勧告を受けておりました。ようやく平成二十五年に最高裁でこの但し書は違憲であるという決定が出て、今日では削除されております。

それに先立って、戸籍上の記載の方法については、平成十六年の戸籍法施行規則改正において、以前は嫡出でない子の場合には男・女という性別だけが記載されていたのですが、今日では嫡出である子と同じく長男・長女という続柄が戸籍に記載されるようになりました。

つまり、世界人権宣言にルーツをもつ各種の人権条約が、各国の国内法制にいい形で影響を及ぼしている例と

捉えられるのではないかと思います。

続きまして、教育の権利あるいは人権教育についてみていきたいと思います。世界人権宣言には、教育についての権利のほか、二項で人権教育の重要性を規定しています。日本国憲法にも教育に関する権利規定は存在するのですが、内容をみますと、教育を受ける権利、あるいは教育を受けさせる義務、義務教育の無償化に限定された内容で規定されています。最近、無償化については日本の国内でも議論が進んできまして、義務教育だけでなく、高等学校や今は大学の無償化の議論が進んでいますけれども、そのような形で国際基準が次第に国内基準に浸透をみせているといえるのではないかと思います。

もう一点、二十六条二項でいう人権教育の重要性に關しては、日本の場合は現在、人権教育啓発推進法が制定されて各種の人権教育が推進されていますが、日本国憲法に直接的な根拠を探すことが難しいような権利については、世界人権宣言や、それをルーツにもつ人権条約の価値が再認識されるであろうと思います。



ちよつとお話が脱線するかもしれないのですが、女子の教育という関係で興味深い統計がありまして、今の女子大学生はどういう分野の勉強をしている人が多いかという統計資料です。日本のものですけども、皆さんがイメージとしておもちのように、家政とか、人文とか、芸術系は女子学生の比率が高い。一時期、リケ女という言葉が流行りましたね。たしかに理系分野の女子学生の割合は非常に少ないのですが、ただ、よくみますと、農学よりも社会科学分野のほうがさらに低い。社会科学分野というのは、法学とか経済、経営といった分野です。この分野は案外女子学生の比率が低いということです。社会科学分野での女性の活躍推進が今後日本でも必要になってくるのではないかと思います。先月、政治分野での男女共同参画推進法が成立しました。例えば選挙のときに候補者の男女比を意識するという法律ですけれど、やはり社会科学で法学や経済学を学んだ女性が社会で活躍できる環境が、今後さらにいっそう推し進められる必要があるのでないかと思えます。

## 二・人権の普遍性・相互依存性・不可分性

次に二点目の意義として、そもそも人権というものは果たしてどういう性質をもっているものかという観点から世界人権宣言をみたいと思います。先ほど薬師寺先生のコメントでもありましたが、人権宣言が採択されてから四十五年後にウーン宣言が国連で採択されています。これは改めて、その当時の国際社会における人権の姿を確認しましょうという文書だったわけですが、ここでもうたわれたことは、まず人権というのは普遍的である、普遍的というのはユニバーサル、垣根がない、あらゆる国、あらゆる地域で共通のものであるという認識が確認されたということです。そして人権というのはいろいろな種類の権利があるわけですが、それらは常に相互依存的でもあります。例えば命があるということは当然食料が必要なのですが、それだけではなくて、住むところがあって、教育を受けてというふうに、さまざまな権利は必ず連関しないと本当の意味で、総合的な意味で人権保障にはならないという発想がそこで再確認されました。

ただ、先ほどもお話が出ていたのですが、やはり地域とか宗教、歴史のうえでの人権観念は多種多様でして、例えばイスラム教国では女性の権利のあり方が常に議論の対象になって、今、チュニジアという国では、日本では解消されましたけれども、女性の相続は男性の相続分の二分の一ということがシヤリア法という宗教に基づく法で規定されていて、それを改正するかどうかで国内を二分する大論争が起きているという報道がありました。国連を中心に国際社会で考える人権のあり方と、それぞれの国、地域、宗教、歴史のうえに成り立っている人権の考え方は必ずしも一致しない。そこには相対的な特徴がみてとれるのではないかと思います。

次は、平和・人権・発展といった要素がどのように関わっているのかというのを考えてみたいと思います。例えば戦争は重大な生命権への侵害であるということにそれほど大きく異論を唱える方はいらっしやらないと思うのですが、そこからさらに一段とんで、では平和に対する権利というものが存在するかどうかという議論になると少し状況は難しくなってきました。一般的には、人権

の尊重がきちつとなされている国では平和な状態が保たれていて、平和であればまたさらに人権が尊重されて発展する。つまりそれら三つの要素は切り離せない、不可分であると考えerわけですが、そこからさらに進んで、平和に対して平和を求めer権利があるか、これを法的にどう説明できるかということになると、なかなか難しい問題があります。国連のなかでもいろいろ議論されたのですが、国家間の思惑がからんで前進しない。つまり既存の国際法上の権利を打ち破って新しい権利概念をつくっていくのは非常に難しいということがわかる例の一つかと思います。

### 三、国連活動の礎としての世界人権宣言

それでは最後、三つ目の定義ということで、現在、世界人権宣言はどのような形で役割を果たしているのかという点、これは横田先生のご講演でもありましたが、ほとんどありとあらゆる国連活動の礎になっているという側面があります。時間の関係で細かい説明は省略させていただきますけれど、今、国連のなかで、いわゆる人権

の守り神として人権理事会という組織が果たしています  
が、そこが行うありとあらゆる手続・活動の際に世界人  
権宣言が、そもそも人権侵害があるかどうかということ  
の判断基準になるとともに、国連やその関係者が行動す  
る際の行動指針・行動準則の一つになっているというこ  
とは明らかです。

最後に、これも先ほど横田先生のご講演のなかで、実  
施措置、手続という面でご紹介がありました。国連のな  
かで、いろいろんな国にいろいろんな人権状況の問題がある  
のですが、二〇〇六年から相互に国家間が審査をする  
という制度が取り入れられました。それまでは批判の対象  
になる国が非常に偏っているのではないかということ、  
すべての国が等しく同じように、そして相互に審査をし  
合うという制度が導入されました。ある意味で画期的で、  
主権平等という国際法の原則にのっとった制度だといえ  
るわけですが、いくつか審査基準がありまして、国連憲  
章と並んで世界人権宣言が重要な審査基準の一つになっ  
ています。

起草作業を通して、エレノア・ルーズベルトさんが述

べていたことは、「人権というのは、必ずしも国家と個  
人の間のものだけではない、個人あるいはコミュニティ  
のなかでも守られるべきものだ」ということを繰り返し  
述べていたといわれています。そして採択のときの演説  
で、「世界人権宣言は、国際社会におけるマグナ・カル  
タだ」と表現しました。マグナ・カルタというのは、イ  
ギリスの非常に古い、人類初の人権文書であるといわれ  
ているのですが、国際社会のまさにマグナ・カルタに  
なるであろうと演説をしたといわれています。

彼女が提起をした、人権というのは必ずしも国家と個  
人の間だけの問題ではないということ、今のさまざま  
な私たちを取り巻く状況を見ても、その指摘は非常に重  
要で、私たちが今後人権を考えうるうえで認識しなければ  
ならない要素の一つではないかと思えます。

ありがとうございます。

### ●司会

葉師寺先生、前田先生、ありがとうございます。  
ここでステージの模様替えを行います。

今しばらくお待ちください。

●司会 それでは四人の

先生方、壇上のほうへお願いします。

●坂元 それでは、これ

よりパネルディスカッションに入っていきます。思います。まず最初に、

先ほど薬師寺先生と前田先生から問

題提起をしていただきましたので、横田先生のほうからもしコメントがあればお願いします。



●横田 ありがとうございます。私は一時間にわたって話をさせていただいて、しかも薬師寺先生、

前田先生からそれぞれ私が話したことをより詳

しく部分的に詳細に言及していただき

きましたので、今

の時点で私がコメ

ントすることはあ

りません。また別

の観点で後ほどコ

メントさせていただきます。

●坂元 ありがとうございます。それでは私のほう

から薬師寺先生に一つ質問をさせていただきたいと思

います。薬師寺先生は、強制失踪委員会の委員として先

ごろまでご活躍をされていたのですが、そうした委員

のご経験を踏まえて、世界人権宣言は強制失踪条

約などの人権条約に

とってどのような存在と

考えておられますか。また先生は、京都府で、ヘイトスピーチを行う



イドラインの作成にあたって座長として中心的な役割を担ってこられて、最近では京都市でもそのお仕事をされているということですが、そうしたお立場から、世界人権宣言に期待するとは何かおありでしょうか。

### ●薬師寺

ありがとうございます。二点ほどお話させていただきます。一つは、強制失踪というのは、自由権規約のなかにあるさまざまな諸権利を侵害する、日本でいえば拉致のような問題ですね。そして失踪させられた多くの場合は殺されるといふ、かなりひどい人権侵害ですけど、これを扱っていたのは強制失踪委員会だけではなく、自由権規約委員会です。すでに百以上の多くの事件を扱っているのですが、そこで根拠にした権利の一つに、世界人権宣言の条文のなかに含まれていた「人として認められる権利」というのがあります。人間が人間として認められるという、この基本権の侵害であると。もちろ

ん多くの、例えば拷問されたとか、あるいは裁判にもかけられず即決で殺害されたとか、いろいろなものがあるのですが、そのなかでも重要な着眼点として世界人権宣言のなかの「人として認められる権利」、これが人権規約のなかに受け継がれていて、今ではこれらの条約では強制失踪を受けられない権利という形で結果をしているということが一つあります。

したがって、そのように世界人権宣言が一つの、先ほどは発想といたしましたけれども、いろいろな人権を考えていくうえで、「人として認められる権利」を根本に置いて、それからいろ



いるな権利を現実化していく、その役割は今でも非常に重要だと思っています。

ヘイトスピーチについては、大阪市あるいは川崎市、そして京都府、京都市で、少しアプローチの仕方は違うのですけれども、これを公の場を使ってやるようなことを規制するというガイドラインを設定し、またはしていこうというふうになってきています。

そのなかで私が一つ感じたのは、自治体もつ人権での役割は非常に大きなものがあります。よく自治体の場合は、国でいえば難しい言葉で自治事務とか法令受託事務というのがありますが、例えばヘイトスピーチ解消法で自治体に期待されているのは啓発・教育です。具体的に国を超える法律とかそういうことになるという制約があります。しかし、日々、住民の一人一人の人権と接しているのは自治体です。その自治体が多く自治事務、法令受託事務を通じて具体的な人権に係る活動に携わっていると

いう点で、今後どのような人権施策を打ち出していけるのかということが非常に重要だと思っています。

そういう意味で、京都府、京都市のヘイトスピーチについてのガイドラインの策定、あるいは滋賀県で進めようとしていられるLGBT施策などは、今後多くの自治体を取り組むべき課題かと思っています。その点で自治体のもつ役割を改めて私自身が再認識をしているところです。

### ●坂元

どうもありがとうございます。それでは前田先生に一つ質問させていただきますと思います。横田先生、前田先生のご報告にありましたように、世界人権宣言の起草にあたってはエレノア・ルーズベルトさんという女性の方が大きな貢献をなさったわけですが、国連人権理事会における普遍的定期審査の国別の人権状況の審査をみますと、家庭内における女性に対する暴

力の問題がどの国においても共通してみられると思います。世界人権宣言では女性の人権が十分にふれられていないという意見もありますが、世界人権宣言から今日までの女性の権利をめぐる状況の変化について、何かご意見がおありでしょうか。その点お聞かせください。

## ●前田

ありがとうございます。今、坂元先生がご指摘されたように、世界人権宣言には書かれていない女性の権利があるといわれています。例としてあげられましたジェンダーに基づく暴力と、生殖に対する権利ですね。リプロダクティブ・ヘルス・ライツ (Reproductive Health and Rights)、自分で意思決定をして生殖に関する選択をする権利と考えられています。その二つについては世界人権宣言に明確には規定されていないという指摘があります。

実際に、紛争下における女性に対する暴力や、あるいは例にあがっていた親密権、家庭内での

DV等、さまざま現代の私たちが直面する問題はたくさんありまして、日本でもいろいろな法整備の取り組みが進められているのですが、例えば配偶者間の強姦に関してはまだ刑法上は規定化されていないとか、いろいろな限界といいますが、達成すべき点は残されていると思います。

ただ、私自身が思うのは、人権の概念とか、何を人権と捉えるかということ、時間の経過とともに変わっていく、あるいは発展していくという側面があると思いますので、すべてのいろいろな国際的な人権文書の礎になっている世界人権宣言の趣旨を考えながら、今後いろいろ



な時代の変化や要請に合わせて、新しくこれは人権だと思ふものをどのような形で条文や各国の国内法で実効的に保障していくことができるのかという点が大事になってくるのではないかと思います。

## ●坂元

どうもありがとうございました。それではフロアの皆様から横田先生に非常に多くのご質問を頂戴しております。時間の関係がありますのですべてのご質問に答えることはできないかもしれませんけれども、横田先生に質問にお答えいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

## ●横田

ありがとうございます。まずフロアの方から適切な質問をたくさんいただいたことに感謝したいと思ひます。全部は取り上げられないかもしれません、できるだけ私の立場で答えられることに対応していきたいと思ひます。

最初の質問は、「日本の場合、慰安婦問題、

代用監獄、死刑制度などの点において国際的な人権機関から勧告を受けている。そういう日本の状況は、ほかの国と比べ、とくにほかの先進国と比べて、日本は優秀な国とはいえないような感じがするけれども、どうなのですか」という質問です。これは私だけではなく、坂元先生、薬師寺先生、前田先生、その他国際的に人権の問題に関わっている人は、必ず聞かれることではないでしょうか。「日本の人権状況は他の国と比べてどうなんでしょうか」という質問ですね。メディアでは日本に関する人権の課題は常に取り上げられます。それだけが取り上げられて、日





本がきちつとやっていることについてはあまり報道するということがないために、何となく日本は国際的に人権の面で遅れているかのような印象を与えますが、必ずしもそうではないと思います。

先ほど前田先生がUPRについて、私が説明できなかったことも含めて詳しく説明していただきました。質問のなかに、「UPRについてもう少し説明してください」というのがあったのですが、これは前田先生に答えていただいたのでこれ以上詳しくいいませんが、UPRは、国連加盟国が全部四年半に一回審査を受けるということになっています。日本はこれまで三回受けています。たしかに日本に対する注文は多いのです。けれどももつと多い国もたくさんあって、平均すると日本への注文は、質を考えずに数だけでいいものと少ないほうです。私は、少ないからと安心して日本は何もしなくていいと思われては困るので、依然として国際社会か

らの日本に対する注文は真摯に受け止めていくべきだと思っておりますけれども、もし少し距離をおいて日本の人権状況はどうなんですかと聞かれたら、日本の人権状況は、世界のほかの国と比べたら国際基準からみていい線を行っている国だと思います。けれどもベストの国ではありません。

とりわけ日本は個人通報制度を受け入れていませんし、国内人権機関もつくっていません。それからいくつか、とくに女性の問題について、女性差別撤廃条約とは別のILO条約というのがいくつかあるのですが、そういう条約の国内実施について日本は必ずしもきちつと対応していないという問題があります。例えば女性の職場における差別がいけないという条約がILO第100号条約としてあるのですが、実際には女性に対する差別は現に起こっていますし、セクハラ、パワハラもあります。最近ではマタニティ・ハラズメント、マタハラもあるということで、

政府も取り組んでいますけれども、実態としてそういうことが起こっています。日本はまだまだ努力して改善しなければいけない点がたくさんあると思います。でも、だからといって日本が世界のなかで最低の国かという、それはちょっと不正確であって、日本は全体としてみると人権が比較的守られている国のなかに入っているのではないかと思います。ただしベストではありません。

次に、「日本は何が問題なんですか」という質問があります。それはいろいろあります。やはり女性差別については明らかに、この会場にも男性が多いのですけれど、男性のジェンダー意識がやはりこれまでの日本の長い伝統のなかで培われてきたものを拭い去れないでいる。私もそうなのですけれども、男性は、女性の考えられていることややりたいことがわからないというところがあるのです。したがって男性が差別しないつもりでいて、本当に差別していないと思

い込んでいる場合でも、女性からみると、「あなた、それでも差別してるんですよ」ということがよくあるのです。

これはどういうことをいっているかという、立法とか、あるいは裁判とか、行政とか、要するにジェンダーイコリティというものに関係するいろいろな部署において、女性が半分いるということが当たり前な状況をつくらないといけないということです。立法機関にも地方の議会にも半分は女性がいることによって、はじめて女性の視点を取り入れて物事が決まるという部分が出てくるわけです。予算措置もそうです。ですから私はそういう意味で、やはり日本の場合、今度新しく候補者男女均等法という、先ほど前田先生がおっしゃったのですが、候補者だけでなく男女同数出すようにということが進められることに法律でなりましたけれども、少しずつ女性が重要な国の意思決定に参加していくようにしていかなければいけない。ま

だ大臣は女性が増えたといっても少ないですから、そういうところに増えることがまず必要ではないかと思えます。

それから「人権という言葉はどういうふうに出してきたか」という質問がありました。まず、Human rights という言い方だと、男性・女性の区別がなく人の権利です。ところが世界人権宣言のいちばん最初の草案ができたときは Men、男の権利と書いてあったのです。それを議論するなかでインドの代表が、Men & Women と入れようと提案しました。結局、最終的に何に落ち着いたかという点、Human beings に落ち着いて、今の世界人権宣言はそういうふうになっています。All persons、あるいは All human beings になったのです。

これは国際的にもそうだったのです。例えばフランス人権宣言は、人権の概念の国内的な出発点だといわれています。十八世紀の半ばごろにフランス人権宣言が出されたのはすごいこと

なのですが、しかしそのフランス人権宣言もフランス語でいいますと「droits de l'Homme」、[「Homme」]というのは男のことです。じつは男しか人権が保障されてなかった。

そういうことを考えると、日本だけではなく世界でも人権の概念が徐々に形成されるなかで、最初はじつは男の人だけの権利を考えていたのです。それがやがて女性も含むようになり、女性が参政権を得るようになるのは先進国のイギリスやアメリカでも二十世紀に入ってからです。

Human rights という言葉が出てきたのはわりあい最近のことです。私は正確には調査してないからわかりませんが、少なくとも国連憲章に書かれていることが大事なのです。human rights and fundamental freedoms という書き方が国連の正式な表現ですが、こういったことをみていくと、世界も学びつつ進んできた、日本も学びつつ今進んでいるという状況だとい

うふうに理解するといいいのではないかと思いません。

もう一つの質問ですが、日本が人権規約の選択議定書を批准せず、女性差別撤廃条約や児童の権利条約にもある個人通報を受け入れないのは、最高裁判所の最終決定がさらに国際的に審査されて条約違反と批判されることからの逃げではないかという質問です。質問者は、その時点での国際的な委員会の判断は法的拘束力がないのだから、その議論はおかしいのではないかといいことを書いています。私もそのとおりだと思います。国際的な委員会の意見はあくまでも勧告であって、それで最高裁判所の判決が覆るといふことはまったくありません。ただ、それが誤解されています。憲法の最高裁判所を頂点とする司法権の独立に反するといわれることがあります。確かに最高裁判所の判決が出たあとに、最高裁判所の判断は人権規約あるいは女性差別撤廃条約の規定からおかしいといわれ

ると、最高裁判所としてはおもしろくないかもしれません。しかし判決が覆ることはないのです。そのあとの最高裁判所の判決を審議する際に、そういう国際的な意見を参考にするようにというのがその性格づけなのです。ですから質問者の意図はそれとおりにです。したがって、個人通報を受け入れても日本の憲法との調整は十分に可能だというのが私の考えです。

ほかにもいくつか質問がございます。「北朝鮮の問題、拉致問題についてどう思いますか」というのがあるのですが、これは薬師寺先生が国際的な強制失踪委員会を考えてこられていることですし、国連では人権理事会に特別手続という、先ほど前田先生がふられましたけれど、特別報告者が任命されていて、北朝鮮の人権状況について報告書を書いていまして、そのなかで拉致問題にもふれています。その報告書はものすごく詳細に分析し、かなり突っ込んで議論していきまして、実行者、そして現在は拉致の被

害者はまだ北朝鮮にいますからまだ実行中であると考えて、その責任者である金正恩委員長を国際刑事裁判所に訴えることもできるのではないかと議論さえ国連でなされているのが現状です。できるといふ結論は出ていないのですが、そういうふうにして国連で北朝鮮の問題、拉致問題が正面から扱われているということはいちおう指摘しておきたいと思います。

ほかにもいろいろご意見がありますけれど、時間の関係もありますので、質問を出して下さった方々には申し訳ありませんが、私からはこのくらいにさせていただきます。

## ●坂元

ありがとうございます。時間がもうありませんので、申し訳ないのですが、横田先生からの回答は以上とさせていただきます。

今日何度も出てまいりましたエレノア・ルーズベルトさんは、自分が生活するところとその周辺、人権がそんな場所で意味をもたないなら

ば、もうどこでも意味をもつことはないといっています。今日の資料として配られている京都市の冊子のいちばん最後のページに赤字で書かれているものがそのことを書いております。身近なところから人権について考えていきましようというメッセージが記されています。

本日、日本を代表する国際人権法の三人の先生方にお集まりいただき、世界人権宣言をめぐるさまざまな視点を学ばせていただきました。

国連は二〇一五年九月に、二〇三〇年までに国際社会で一丸となつて達成すべき目標として、持続可能な開発目標(SDGs)を採択しました。その前文で、「だれ一人取り残さない」をキーワードに、「すべての人々の人権を実現する」と明言をしております。「People(人間)」という箇所でこういう表現がございます。「われわれは貧困と飢餓に終止符を打ち、すべての人間が尊厳と平等の下に、そして健康な環境の下に、その持てる潜在能力を發揮することがで

「できることを確保することを決意する」と述べています。ここには世界人権宣言の精神がしっかりと継承されております。

人が人として大切にされる社会をつくるというのは、理想論だという人もいるかもしれませんが、人が生きていくためには自らが拠って立つ理想が必要です。そのことを示したものとしてみれば世界人権宣言があると思います。

本日は大変ご多忙のなかご参加いただき、この世界人権宣言について幅広い見方を示していただいた三人の先生方に、感謝を込めて改めて大きな拍手をお願いいたします。

——（拍手）——

## ●司会

二時間半にわたりました熱心なご議論を本場にありがとうございました。先生方のご協力によりまして、予定どおり十六時で終了することができました。会場の皆さんには、まだまだご

質問等、ご発言したいとおっしゃる方もたくさんいらっしゃったかもしれませんが、会場の都合で誠に申し訳ございません。ここで「人権問題シンポジウム」を終了いたします。長時間ご清聴ありがとうございました。

最後に、アンケートへのご協力をお願いいたします。お帰りの際に、アンケート箱に投入をお願いいたします。

一点だけ最後にPRでございます。今回の人権大学講座、本日は第一回目でございますが、第二回目が、七月三日（火）十四時から「子どもの人権と子どもの貧困から考える」をテーマに、大阪府立大学の山野先生の講義を予定しております。ただし、会場はここではなくて、いつもと同じように烏丸丸太町の「ハートピア京都」に変更になります。お間違いないよう、よろしく願います。

それではお忘れ物のないよう気をつけてお帰りください。本日はありがとうございました。

(公財) 世界人権問題研究センター  
**世界人権宣言 70 周年記念シンポジウム 講演録**

2019 年 2 月 18 日 発行

編集・発行 公益財団法人世界人権問題研究センター  
〒 604-8221  
京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1  
TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750  
E-MAIL:jinken@khri.or.jp  
URL:<http://www.khri.or.jp/>

印 刷 株式会社 大光社  
〒 604-0086  
京都市中京区小川通丸太町下ル中之町 76

人権大学講座・人権問題シンポジウム

# 世界人権宣言 70周年記念 シンポジウム

～いま世界人権宣言を読み解く～

日 時：2018年6月15日（金）  
13時30分～16時

場 所：同志社大学寒梅館  
ハーディーホール

世界人権宣言70周年記念シンポジウム

～いま世界人権宣言を読み解く～

（公財）世界人権問題研究センター

頒価 100円



（公財）世界人権問題研究センター